

**表1-54 整備基数の推移**

年 度		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
国	市町村数	76	79	81	85	87	89	90	74	47	47
	整備基数	5,645	6,970	6,271	7,905	7,959	8,189	8,354	7,740	7,863	7,340
県	市町村数	76	78	80	84	86	87	86	71	47	47
	整備基数	5,592	5,812	6,834	7,796	7,892	7,990	7,997	7,837	7,777	7,213

**(6) 土壌汚染対策**

土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の廃止に伴う跡地利用の確認や土壌汚染状況調査の命令・報告に係る審査及び調査等を実施するとともに、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を適正に講じるよう指導しています。

また、良好な土壌環境を保全するため、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正管理や肥料・農薬の適正使用を促進するとともに、必要な場合は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく措置を講じます。

**3 鹿児島湾ブルー計画の推進**

公共用水域とりわけ閉鎖性水域の水質保全を図るため、法令に基づく諸対策はもとより、法令が適用されない小規模の汚濁発生源や生活排水等を含めた総合的な対策を講ずるための水質環境管理計画を策定し、その推進に努めています。

鹿児島湾については、平成17年3月に策定した「第4期鹿児島湾水質環境管理計画(第4期鹿児島湾ブルー計画)」に基づき、関係機関と連携して各種環境保全対策を進めています。

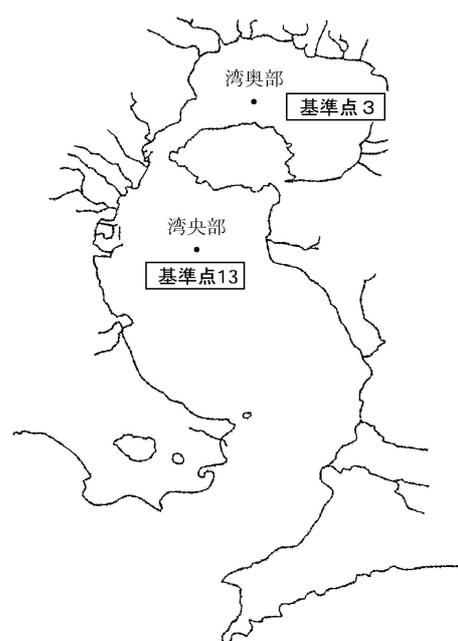
**(1) 鹿児島湾の水質の状況**

鹿児島湾では、良好な水質を保全するために、COD・窒素・りんについて水質保全目標を設定しています。

湾奥部、湾央部を代表する基準点3及び基準点13の調査地点の水質の状況は次のとおりです。

(図1-24, 図1-25, 図1-26, 図1-27)

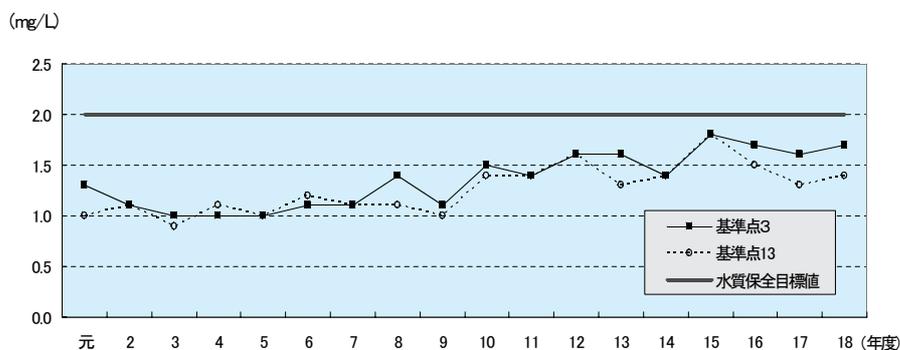
**図1-24 鹿児島湾の基準点**



① COD

湾奥部, 湾央部とも水質保全目標値(2 mg/ℓ)以下ですが, ここ数年上昇傾向にあります。

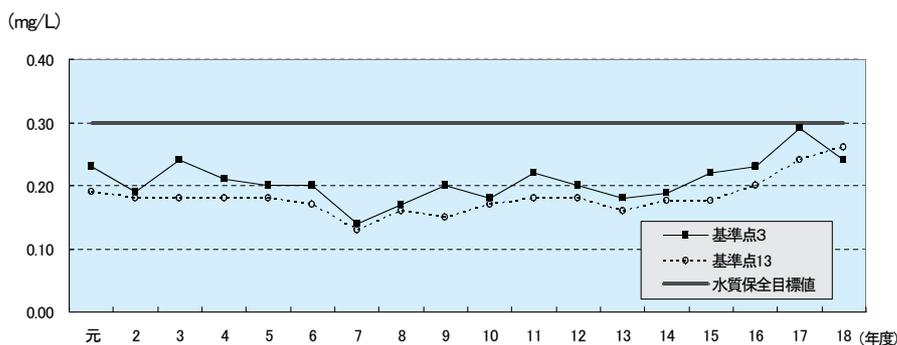
図1-25 COD (75%値) の推移



② 窒素

湾奥部, 湾央部とも水質保全目標値(0.3mg/ℓ)以下であり, 横ばいで推移しています。

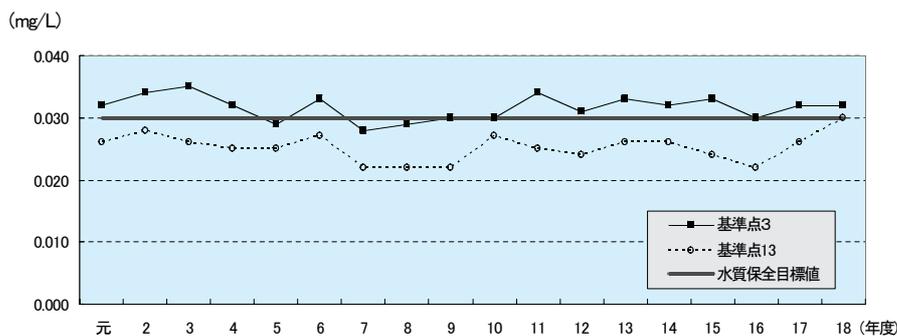
図1-26 窒素濃度 (年平均値) の推移



③ りん

湾央部は, 水質保全目標値(0.03mg/ℓ)以下で横ばいで推移していますが, 湾奥部は水質保全目標値前後で推移しています。

図1-27 りん濃度 (年平均値) の推移



## (2) 第4期鹿児島湾ブルー計画の概要

### ① 趣旨

第4期計画は、これまで推進してきた第1期～第3期計画を発展的に継承するものであり、「鹿児島県環境基本計画」で示されている「循環」、「共生」、「参加」型社会の構築により、環境への負荷の少ない経済社会を目指すという長期的な目標をも念頭においています。

また、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に掲げ、湾域の自然的・社会的特性に配慮した適正な環境利用が図られ、鹿児島湾の水質が将来にわたって良好に保たれるよう、「水質保全目標」と「水辺環境の保全管理目標」を設定しました。

特に、この計画では、引き続きCOD、窒素及びりんの水質保全目標を定め、富栄養化の未然防止を図るとともに、新たに海水浴場の水質目標を設定し、流域を含めたきめ細かな環境保全対策を講じて、湾の水質環境管理をさらに推進することとしています。

### ② 性格

この計画は、鹿児島湾の水質汚濁の未然防止を中心とした良好な水質環境の保全及びそれと一体となった水辺環境の保全管理、水質保全のための住民参加など総合的かつ長期的な展望に立った湾域の環境保全のための基本となる計画です。

また、将来にわたって確保される鹿児島湾の環境保全目標を定め、それを維持達成するための総合的な方策を示したものであり、各種の環境利用行為を適切に誘導するためのガイドラインです。

### ③ 対象地域

鹿児島湾域の集水域内にある5市5町（平成18年度末現在）とし、計画を円滑に進めるために自然的・社会的条件を考慮して対象地域を6ゾーンに区分します。

### ④ 計画の期間

平成17年度から平成26年度までとします。

### ⑤ 環境保全目標

鹿児島湾の水質の保全及びそれと一体となった水辺環境の良好な保全管理を図ることを目標とし、次のとおりとします。

#### ア 水質保全目標

この計画の水質保全目標は、水質汚濁に係る環境基準を目標としますが、特に水質汚濁の代表的な指標であるCOD並びに富栄養化\*に密接な関わりがある窒素及びりんについて右表のとおり目標を定めています。

（表1-55）

表1-55 水質保全目標

項目	水質保全目標
COD	2 mg/ℓ
窒素	0.3 mg/ℓ
りん	0.03 mg/ℓ

※ 閉鎖的な水域など停滞しやすい水域に、窒素やりんなどの栄養物が流入してプランクトンなどが増える現象をいい、これが進行すると、水質の悪化や悪臭、水産資源や利水への悪影響を引き起こします。また、赤潮発生の要因とされています。

#### イ 水辺環境の保全管理目標

海水浴、潮干狩り、磯遊びなど県民に親しまれている利用性の高い海岸や水質浄化機能の高い海浜などが良好な状態で保全管理されていることを目標とし、右表のとおり目標を定めています。（表1-56）

表1-56 海水浴場の水質目標

項目	水質目標
ふん便性大腸菌群数	100個/100 ml以下
油膜の有無	油膜が認められない
COD	2 mg/ℓ以下
透明度	全透（1m以上）



⑦ 排出汚濁負荷量の推移

生活系，事業場系，畜産系，水産系，農林系の排出汚濁負荷量の推移は次図のとおりです。ただし，平成26年度は予測値です。

ア COD

CODの排出汚濁負荷量は，昭和50年度から漸増傾向でしたが，平成4年度から減少に転じ，平成14年度は28.2t/日となっています。減少に転じたのは，湾域における下水道整備が進み，生活系が大幅に減少していることや，水産養殖における餌料改善等による汚濁負荷の削減等が進んだことが大きな要因です。

平成14年度の発生源別の割合は，水産系が31%と最も高く，次いで生活系，農林系となっています。また，ゾーン別ではⅣ，Ⅲ，Ⅴゾーンで全体の4分の3を占めています。（図1-29，図1-30）

図1-29 CODの排出汚濁負荷量の推移

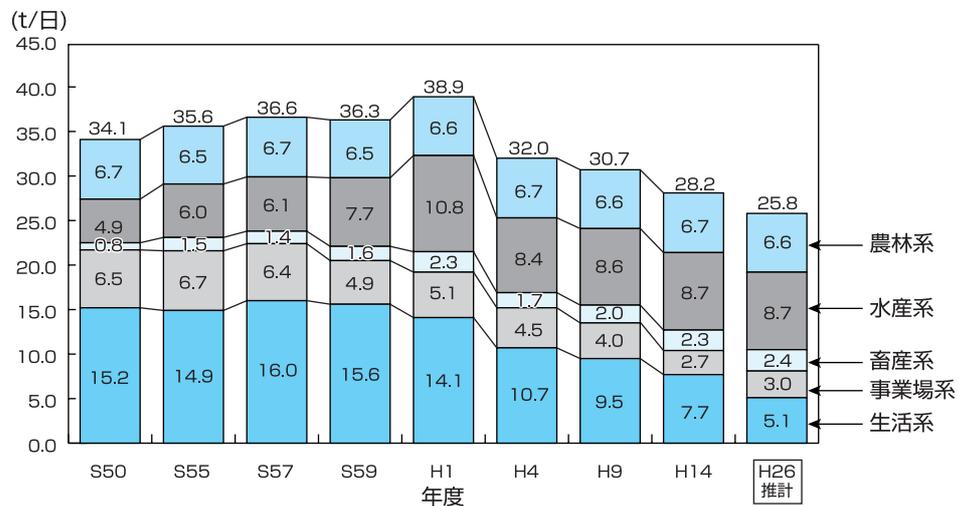
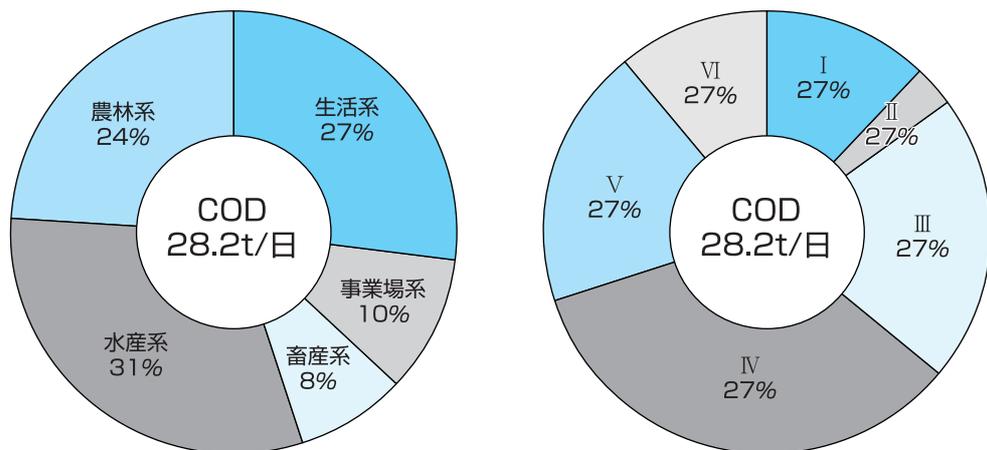


図1-30 CODの発生源別・ゾーン別排出汚濁負荷量（平成14年度）



イ 窒素

窒素の排出汚濁負荷量は，漸増傾向にあります。窒素については汚濁負荷の削減が